

「教職実践演習」のストップを

常任理事 池田賢市

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」により、2010年度以降、大学に入学して教職課程を履修する学生には、「教職に関する科目」のひとつとして「教職実践演習」(2単位)という新設科目が必修となる。現行の「総合演習」は必修科目から外れる(実質上の廃止になるだろう)。

この新設科目の目的は、教員として必要な知識技能を修得したことを確認することで、免許状授与の段階で教員としての適格性を判定するための制度的担保、ということになっている。いわば、教職課程の「総仕上げ」に位置づけられ、4年次後期に開講される。

授業内容は次の4つの事項からなる。

- ①使命感や責任感、教育的愛情に関する事項
- ②社会性や対人関係能力に関する事項
- ③幼児児童生徒理解や学級経営に関する事項
- ④教科・保育内容等の指導力に関する事項

授業は演習形式で行なわれることが前提で、ロールプレイ、事例研究、フィールドワーク、模擬授業等を取り入れながら、「適正な規模」(当初は1クラス20名程度としていたが、その後40名程度でも可能との方向性?)で実施されなければならない。現職教員または教員経験者による授業も組み込むことも考えられている。また、教育委員会や学校現場との緊密な連携も必要とされる。

ここまでの段階で、大学関係者にあつては、この科目をいったい誰が担当できるのか、との疑問や不安を抱く者は多い。確かにそのとおりで、その問題をクリアするために、学校現場経験者を非常勤教員として採用することを考えている大学は多いはずである。しかし、位置づけとしては極めて重要な科目であるため、特任教員などの身分で「専任」扱いで雇用することも必要になるだろう。フィールドワークや教育委員会との連携も求められているのだから、その方面に「顔の利く人」を探すことになる……。

さらに通常の授業と異なる点として、指導体制まで文部科学省から指示されていることである。つまり、学生一人ひとりについて、教職課程の履修履歴を把握するための「履修カルテ」(ポートフォリオのようなもの)を作成し、不足している知識・技能を補うよう指導せよ、というわけである。その蓄積を教員が引き継ぎながら指導していくことになるのだろうが(その形態等はいろいろにありうるが)、要は履修開始時から管理を始めるということである。将来の教員として「ふさわしい」能力を身に付けるよう系統的に管理せよということである。現実的な実務レベルで言えば、この「カルテ」をパソコンで管理することが想定されうるが、情報管理の問題が生じることはもちろんのこと、教職課程は全学的に開講されている場合が多いのだから、そのためのシステム開発も難しい。

加えて問題点を言うとするれば、4年次後期(教育実習後という意味)の科目であるということとは、教職を目指す学生にしか意味をなさない授業だということになり、とりあえず教員免許を取っておこうという学生を排除していく狙いもあるのかもしれないが、免許取得を卒業要件にしている場合、この科目の単位不認定は難しいのではないかとといった現実問題も出てこよう。

さて、ここまでは、実は根本的な問題ではない。つまり、実施を大前提として「どうやって実施していこうか」というレベルにとどまるからである。肝心なことは、この新設科目が、教員免許更新制とリンクしている施策として登場してきたものであるという点である。

「今後の教員免許制度の在り方について」(中教審答申 2002年2月)は、2000年の教育改革国民会議最終報告において、「教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる」という観点から提言された「教員免許更新制の可能性の検討」を受け、「教員の適格性の確保」と「専門性の向上」という観点から更新制度の導入を検討した。答申に明記されているように、免許更新制はもともと「不適格」教員の排除が狙いなのであり、教員養成の段階から「適格性」の名の下に教員のなろうとする者をセレクトしていくという発想がある。これは、免許更新制導入に関する答申の次の記述に明らかである。

「現行の教員免許制度において、免許状は大学において教科、教職等に関する科目について所要単位を修得した者に対して授与されることとの関係が問題となる。すなわち、免許状授与の際に人物等教員としての適格性を全体として判断していないことから、更新時に教員としての適格性を判断するという仕組みは制度上とり得ない。したがって、このような更新制を可能とするためには、免許授与時に適格性を判断する仕組みを導入するよう免許制度自体を抜本的に改正することが前提となろう。」

また、既に述べた授業内容に関しては、02年答申では次のように表現されている。

「保護者とのコミュニケーションがうまくいかなかったり、指導力不足が指摘される教員が存在する」

「教員免許更新制の導入の可能性を議論するに当たって、次のような視点を設定し、検討することとした。すなわち、今教員に求められているのは、①教職への使命感、情熱を持ち、子どもたちとの信頼関係を築くことのできる適格性の確保であり、②教科指導、生徒指導等における専門性の向上である。そして、これからの学校に求められるのは、説明責任を果たすことを通じての③信頼される学校づくりであると考え。このような学校づくりを支えるべき教員には、①及び②の教員の適格性の確保や専門性の向上を当然としつつも、新たな資質能力が求められているのではないかと考える。」

以上のように、養成段階での「適格性の確保」という使命が「教職実践演習」には課せ

られているのであり、それは免許更新制度導入の前提条件としての制度だったのである。といことは、その更新制が廃止(発展的解消?)されることがほぼ決定している現在、この「教職実践演習」も当然廃止されてよいはずである。少なくともいまのまま導入というわけにはいかないはずである。設置の大前提が崩れたのだから。

しかし、いよいよ来年度新入生から適用されるという段階になっても、なぜ堂々といまだに生き残っているのか。中教審答申で確認したように、更新制導入のためのもうひとつの視点として「専門性の向上」が残されているのであり、この部分が、いま教員養成 6 年制として提示されていることに注目すべきである。したがって、外見上、更新制がなくなったとしても、「教職実践演習」と「教員養成 6 年制」とによってその政策意図(免許更新制の意図)は維持されることになる。

つまり、教員養成 6 年制を教員の資質向上という枠組みの範囲で議論し、対抗策を考えようとする、どのような案が出てこようとも大勢は変わらないということになりかねない。少なくとも原則論として免許更新制と養成課程 6 年制とを切り離しておく必要があるのではないか。

もちろん、このあたりについては、戦略として慎重な議論が求められるが、とりあえず言える・言わなければならないことは、免許更新制自体が廃止をも含めて大きな変更を予定しているのであるから、その導入のためのシステム整備であった教職実践演習にも廃止や大きな変更があって当然であるということ、そして、より現実的には、本当に 6 年で教員養成を動かしていくのであれば、4 年後期での総仕上げとしての必修科目の意味がなくなること、したがって、その結論が出るまでは、教職実践演習の導入はできないはずである、ということである。実際に、各大学ではもう人事に入ろうとしているのだから、まずは早くストップをかけておかないと大変なことになる。

(池田賢市)